

INVESTICE DO ROZVOJE VZDĚLÁVÁNÍ

Japonská studia pro Univerzitu Palackého v Olomouci
se zaměřením na modularitu a uplatnění v praxi, reg. č. CZ 1.07/2.2.00/28.0160

Obchodní japonština II

Personální management

Text 1:

雇 用 契 約 書

有限会社_____を甲、_____を乙として、^{こうおつかん} ; 甲乙間において
以下^{きさい} ; 記載の労働条件により雇用契約を締結した。

第1条 (本契約の目的)

本契約は、甲と乙との間において、第3条に定める^{ぎょうむ} ; 業務を行うことを目的として、雇用関係を締結する。

第2条 (雇用期間等)

乙の雇用期間については定めない。ただし乙が^{しゅうぎょうきそく} ; 就業規則に定める定年に
^{たっ} ; 達したときは退職する。乙の就業^{かいしび} ; 開始日は、下記の日時とする。
平成 年 月 日

第3条 (就業の場所及び業務内容)

- 乙は下記の場所において次の業務を甲の指示に従い^{せいじつ} ; 誠実に行う。
就業場所 甲社 課
業務 営業事務及びこれに^{ふたい} ; 付帯する一切の業務
- 甲は、業務の都合により、前項の就業場所及び就業業務の変更を命ずることが出来る。

第4条 (賃金、^{しよにんきゅう} ; 初任給)

甲が乙に支給する賃金の決定、計算、締切日及び支給日に関しては、正社員用賃金^{きてい} ; 規程の定めによる。

第5条 (始業、終業^{じこく} ; 時刻及び^{きゅうけい} ; 休憩時間)

第3条に定める就業場所における、乙の始業時刻、終業時刻、休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻	10時00分
終業時刻	18時00分
休憩時間	12時00分から12時45分 (45分間)
	15時00分から15時15分 (15分間)

INVESTICE DO ROZVOJE VZDĚLÁVÁNÍ

Japonská studia pro Univerzitu Palackého v Olomouci
se zaměřením na modularitu a uplatnění v praxi, reg. č. CZ 1.07/2.2.00/28.0160

第6条（時間外及び休日^{きんむ}；勤務）

甲は、乙に対し、業務の都合により必要がある場合、法令及び就業規則の定める手続を経た上で、時間外又は休日勤務を命ずることができる。

第7条（休日及び休業）

1 休日及び休業は、下記のとおりとする。

休日 ① 土曜日、日曜日、祝日

② 甲の指定する年末年始（12月30日から1月4日の間において）

③ 国民の休日 甲の指定する^{かき}；夏季休業

2 前項の休日以外に甲が乙の^{しゅうろう}；就労義務を^{めんじょ}；免除する休日、休業の^{はんいとう}；範囲等に関し

ては、就業規則の定めるところによる。

3 甲は、業務の都合により前項の^{しよてい}；所定休日を、予め他の日と変更又は振り替え
ることができる。

第8条（^{ちようかい}；懲戒）

懲戒は注意、^{げんきゆう}；減給、出勤停止、懲戒解雇の4種類とする。

第9条（解雇）

1 本契約は、本契約のひとつの規定に乙が^{いはん}；違反し、甲は乙に^{そうとう}；相当の期間を定め

て^{ぜせいそち}；是正措置を要求し、また^{しどう}；指導を行っても改善の^{よち}；余地が見られない場合は、

甲は乙を解雇することができる。

2 甲の乙に対する解雇^{つうち}；通知は、少なくとも解雇を行う日から起算して30日前
に行わなければならない。

第10条（本契約以外についての事項）

1 本契約に定めのない事項については、法令、労働^{きょうやく}；協約、就業規則（賃金規

程、退職金規程、安全^{えいせいきてい}；衛生規程等の別規程を含む）の定めるところによる。

INVESTICE DO ROZVOJE VZDĚLÁVÁNÍ

Japonská studia pro Univerzitu Palackého v Olomouci
se zaměřením na modularitu a uplatnění v praxi, reg. č. CZ 1.07/2.2.00/28.0160

- 2 本契約で定める労働条件が、就業規則の定める労働条件を上回る場合には本契約によるものとし、就業規則の定める労働条件を下回る場合には、就業規則による。

以上、ここに本契約が成立したことの証として、本契約書を2通作成し、甲乙双方が各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 有限会社
代表取締役
乙

Domácí úkol:

以下の契約書を読んで、次の質問に答えなさい。

1. 鈴木さんが通訳する場所はどこですか。
2. ABC株式会社は時給の他に何を支払いますか。
3. 鈴木さんは正社員になりますか。彼女の雇用形態をなんといいますか。
4. 「空港への送り迎え賃金」とはどのような仕事に対する^{ほうしゅう} ; 報酬でしょうか。

ぎょうむいにん

; 業務委任契約書

ABC株式会社(以下「甲」という)と鈴木富美子(以下「乙」という)とは甲乙間において次のとおり労働契約(以下「本契約」という)を締結する。
(契約の内容)

第1条 甲は通訳・翻訳業務につき^{りんじ} ; 臨時に乙を雇用し、乙は次に^{きさい} ; 記載する甲の事業所にて^{ていきょう} ; 提供する。

乙が勤務する事業所は甲の事業所である^{おとわ} ; 音羽工場及び^{おおくち} ; 大口工場とする。

なお、甲及び乙は^{そうほう} ; 双方の合意により、業務に従事する事業所を変更できる。

(契約期間)

第2条 本契約は2008年5月11日より2008年5月17日までとする。

(勤務時間)

第3条 乙の勤務時間は別に定める計画に基づくものとし、勤務時間帯は甲乙双方の合意により、都合変更できるものとする。

(賃金)

第4条 乙の賃金は時給2,500円とし、勤務時間に応じ支給する。

甲は乙に賃金を翌月10日に支払う。

- 朝食は宿泊先で取るものとし、甲が支払う。
- 昼食と夕食は、^{いちりつ} ; 一律2,000円/日を支払い時に甲が支払う

INVESTICE DO ROZVOJE VZDĚLÁVÁNÍ

Japonská studia pro Univerzitu Palackého v Olomouci
se zaměřením na modularitu a uplatnění v praxi, reg. č. CZ 1.07/2.2.00/28.0160

- 空港への送り迎え賃金は5,000円/回とし、支給する。(交通費は
べつと ; 別途支給)

(通勤手当)

第5条 乙の通勤にかかる費用は甲の正社員に支給する基準で^{さんしゅつ} ; 算出し、その
じっぴ ; 実費を賃金支払い時に支払う。

(就職規則の^{じゅんしゆ} ; 遵守)

第6条 乙は甲の^{しき} ; 指揮に従い^{せいじつきんべん} ; 誠実勤勉に勤務することを約束し、甲の
定める就業規則に従うものとする。

Slovíčka:

Slovíčka k tématu

人事管理	じんじかんり	řízení lidských zdrojů, personální management
人事部/人事課	じんじぶ/じんじか	personální oddělení/sekce
労働基準法	ろうどうきじゅんほう	Zákoník práce
雇用契約書/ 労働契約書	こようけいやくしょ /ろうどうけいやくし	pracovní smlouva
雇用関係を締結す る	よ こようかんけいをして いけつする	uzavřít zaměstnanecký poměr
甲	こう	první smluvní strana (v pracovních smlouvách zpravidla zaměstnavatel)
乙	おつ	druhá smluvní strana (v pracovních smlouvách zpravidla zaměstnanec)
賃金	ちんぎん	mzda
勤務/労働時間	きんむ/ろうどうじか ん	pracovní doba
試用期間	しろうきかん	zkušební doba
解雇(する/され る)	かいこ (する/され る)	propuštění, výpověď (propustit/dostat výpověď, být propuštěn)
雇用形態	こようけいたい	druh pracovního poměru
正社員	せいしゃいん	zaměstnanec (na plný úvazek)
パートタイマー (アル) バイト		zaměstnanec/zaměstnání na částečný úvazek brigáda
契約社員 (期間工)	けいやくしゃいん (きかんこう)	zaměstnanec na dobu určitou (sezónní pracovník)
派遣社員	はけんしゃいん	1. pracovník vyslaný pracovní agenturou (agenturní pracovník), 2. zaměstnanec vyslaný jinou (zajímavou) společností
請負社員	うけおいしゃいん	pracovník na dohodu

INVESTICE DO ROZVOJE VZDĚLÁVÁNÍ

Japonská studia pro Univerzitu Palackého v Olomouci
se zaměřením na modularitu a uplatnění v praxi, reg. č. CZ 1.07/2.2.00/28.0160

給料	きゅうりょう	plat (výplata)
給与	きゅうよ	plat (výplata)
支給する	しきゅうする	vyplatit, uhradit
支給日	しきゅうび	výplatní den
所得税	しよとくぜい	daň z příjmu
非課税所得	ひかぜいしよとく	nezdanitelný příjem
健康保険	けんこうほけん	zdravotní pojištění
厚生年金 (保険)	こうせいねんきん (ほけん)	sociální (důchodové) pojištění
失業給付	しつぎょうきゅうふ	podpora v nezaměstnanosti
手当/ボーナス	てあて	bonus, příplatek
通勤手当	つうきんてあて	příplatek na dojíždění
扶養手当	ふようてあて	rodinný příplatek

Znaky:

勤

キン、ゴン
つとめる、つとまる

勤める	つとめる	pracovat (v průběhovém čase)
勤務(する)	きんむ(する)	práce, zaměstnání
勤続(する)	きんぞく(する)	mnoho let práce na jednom pracovišti, dlouholetá služba
欠勤(する)	けっきん(する)	absence/nepřítomnost v práci
出勤(する)	しゅっきん(する)	odchod (z domu) do práce, příchod do práce
外勤	がいきん	práce mimo kancelář, pracovní pochůzka
夜勤	やきん	noční služba/směna
常勤(する)	plný úvazek	
通勤(する)	つうきん(する)	dojíždění do práce
転勤(する)	てんきん(する)	přeložení (na jiné pracoviště/pobočku v rámci jedné firmy)

休

キュウ
やすむ、やすまる、やすめる

休暇	きゅうか	(pracovní) volno, dovolená
• 休暇をとる		vzít si volno
代休	だいきゅう	náhradní volno

INVESTICE DO ROZVOJE VZDĚLÁVÁNÍ

Japonská studia pro Univerzitu Palackého v Olomouci
se zaměřením na modularitu a uplatnění v praxi, reg. č. CZ 1.07/2.2.00/28.0160

出産休暇（産休）	しゅっさんきゅう か（さんきゅう）	mateřská dovolená
育児休業/休暇	いくじきゅうぎょ う/きゅうか	rodičovské volno, rodičovská dovolená
有給休暇	ゆうきゅうきゅう か	placené volno
無給休暇	むきゅうきゅうか	neplacené volno
休憩（する）	きゅうけい（する）	přestávka
連休	れんきゅう	vícedenní volno, několik volných dnů za sebou